

○ 標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件（平成八年二月二十九日大蔵省告示第四八号）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予定死亡率は、保険業法（以下「法」という。）第二百二十二条の二第一項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が検証したものであり、次のとおりとする。</p> <p>イ 平成十九年三月三十一日までに締結する保険契約 生保標準生命表一九九六（死亡保険用）又は生保標準生命表一九九六（年金開始後用）の死亡率の欄に掲げる率</p> <p>ロ 平成十九年四月一日以降締結する保険契約 生保標準生命表二〇〇七（死亡保険用）、生保標準生命表二〇〇七（年金開始後用）又は第三分野標準生命表二〇〇七の死亡率の欄に掲げる率</p> <p>三 (略)</p>	<p>1 責任準備金の積立方式、予定死亡率及び予定利率の水準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 積立方式は、平準純保険料式とする。</p> <p>二 予定死亡率は、保険業法（以下「法」という。）第二百二十二条の二第一項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が検証したものである。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(同上)</p>